

令和元年 5 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和元年 5 月 23 日（木曜日）

令和元年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年5月23日(木曜日) 午前9時00分～午前10時07分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(10人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和元年5月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は10名です。2番、富田委員と9番、松山委員から欠席の届けがありました。

よって12名中10名の出席ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6番の溝田委員と7番の東山崎委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが3件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第76号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 担当委員の富田委員が本日、欠席となっておりますので、私の方で現地の状況並びに調査の意見を報告させていただきます。現地は、〇〇より約80m入った集落内の住宅に囲まれた土地で、〇〇氏宅のすぐ横の土地でした。ビワ、梅が植えてある土地で、手入れがされていきました。調査の意見としまして、〇〇氏宅に隣接した土地で、〇〇さんが高齢のため農地の整理を考えておられ、譲渡人の家族から売買の話があり、隣接した土地でもあることから、所有権移転の運びとなったところである。本人は〇〇であるが、休日を利用し、実家の農地で農作業を営んでおり、3条申請に何ら問題はないと思われまます。以上で報告を終わります。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

議長： ご意見ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 76 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 76 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 76 号、受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 76 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

6 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

6 番： 5 月 20 日、申請人の〇〇氏と現地で立ち会いました。〇〇の西側の一角の水田地帯です。近くに〇〇の〇〇置場があり、その北側 50m ぐらい南側で、三角形の水田です。最近まで〇〇の方がバレイショなどを耕作されていました。現在は、耕耘され畔払いも済んでいる状況でした。調査の意見としまして、譲渡人は〇〇に在住され、高齢で帰郷の予定もなく、所有する本農地を隣接する農地の所有者である譲受人との間で売買が成立し、今回の運びとなりました。譲受人は当農地の近くに居住されており、オクラ、インゲンなど野菜を中心とした営農をされており、今後も地域の農地の利用調整に協力する意向であり、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。以上で終わります。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

議 長： 溝田委員、この 10a 当り〇〇円ですが。

6 番： はい。この件に関して、本人にも確認しましたが、譲渡人から無償譲渡でとの話しがあったそうですが、それでは、ということになり、双方で話しをした結果、この金額になったところです。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 76 号、受付番号 2 番について許

可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 76 号、受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 76 号、受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 76 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほどと同様に富田委員が欠席ですので、私の方で報告させていただきます。現地は〇〇より約 300m 入った水田地帯の一角で、周りもすべて水田でした。ここ半年から 1 年耕作されていない水田で、湧水があり耕作が困難な土地でのようで、水路からの漏水も多く、水が溜まっている状態でした。調査の意見としまして、譲受人の隣の水田であり、本人の父親が境界に排水対策を施したことから、譲渡人より売買の話があり、今回の運びとなった。譲受人は周辺地区で水稲を中心に営農を行っており、今後も水稲を中心に耕作していくとのことで、今回の 3 条申請に問題はないと思われます。以上です。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： ご意見等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 76 号、受付番号 3 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 76 号、受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 77 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

許可申請は2件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 10ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第77号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1番、吉永です。5月20日に北之口委員、事務局2名の4名で現地を調査しました。申請地は、〇〇の〇〇と〇〇のほぼ中間の〇〇より西に10m程度入ったところにあり、昨年まで、畜産農家が借りて牧草を作付けしていたが、本年度は作付けされておられません。周辺の農地もほとんど耕作されず、遊休化しております。申請地の南側、〇〇と〇〇を挟んだ向かい側ですが、昨年から風力発電施設の申請が出されていたところで、今後も再生可能エネルギーの申請が出されてくるのではないかと心配しているところです。意見としまして、譲渡人は高齢で後継者もないことから、今後も申請地を耕作する意思もなく、農地法上、何ら問題もないことから、許可はやむを得ないものと考えます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 本日、差し替え資料としてお配りした資料ですが、これは、5月22日に事務局に届いたものです。議案書の12ページ、申請書の写しになりますが、その中の3の事業計画の施設の面積が記載されている部分ですが、調整池の面積が差し替え資料前のものとなっておりますので、21㎡から200㎡に訂正をお願いいたします。それに伴い、緩衝地が現在1,313.4㎡となっておりますが、1,134.4㎡に訂正をお願いします。14ページをお開きください。合わせて、差し替え資料の1ページですが、平面図となっております。14ページでは当初、調整池を21㎡と計画しておりましたが、差し替え資料の1ページでは200㎡となっております。これについては、現地調査の際に、当該の勾配が西側に向って低くなっていることと、放流先がないことから、緩衝地を広めにとりよりは調整池自体を考慮いただいた方がよろしいのではないかと、現地調査時に話しをしたところ、200㎡の調整池となったところでございます。また、調整池については、底に底板を打つのではなく、自然流下、地下浸透で排出を考えてらっしゃいます。

議 長： 他にございませんか。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 今後、まだまだこの再生エネルギーの申請は出てきそうですが、農地区分の第2種農地で、その他の農地に該当すれば拒む理由はないということですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 以前もご説明させていただきましたが、第2種農地あればそうなると思います。ただ、農振法がありますので、そちらの方で網がかかっているならば、まず、農振法の許可が必要となってきます。

8 番： ここは農振に入っていないようですが、除外したということですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ここについては、農振地域には入っていなかった地域です。農振内であれば、農振の許可後に農地法の手続きになっていきます。補足でございますが、農振地域については、農地だけでなく、山林・原野なども含まれていることがありますので、山林だから原野だから入っていない、ということではありません。そこは担当にご確認いただく必要があります。

8 番： ということになれば、ここについては、農振にも入っていないわけだから、何を作るにしても許可は出るということですかね。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 第1種農地は10ha以上の一団の農地と基盤整備施行地が1種農地と言われますが、第2種農地については10ha以下の農地の集団ですので、許可基準のその他農地に該当すれば、再生可能エネルギー施設が設置可能な農地になっていくのではと思います。

議 長： よろしいですか。他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第77号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 77 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： それでは、次に議案第 77 号、受付番号 2 番について事務局より説明を求めます。

事務局： 24 ページをお開きください。

(議案第 77 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 2 番： はい。

議長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 12 番、横原です。事務局に指定された現地調査日は 5 月 20 日でしたが、別件がございましたので、5 月 15 日に吉田推進委員と現地調査を行いました。現地の〇〇は、〇〇から南へ車で 5 分くらいのところにあり、10 年程前まで有畜農家が牧草地として耕作していました。しかし、雑草が繁殖し、牧草地に不向きということから、現在は耕作されていません。また、南側の奥の方は 40 年以上前から耕作されていないとのことでした。なお、隣接する〇〇は、平成 29 年 11 月定例会で 5 条申請が許可された小型風力発電施設が建設され、現在稼働中です。調査の意見としまして、譲渡人は高齢のため、今後も耕作する意思もなく、このままでは竹林化し、荒廃農地になる恐れがあります。申請人はここに太陽発電施設を設置する計画であり、土地の有効利用という観点からも許可しても良いのではと思われまふ。また、南側の方は、調整池ということになっております。なお、5 月 20 日に事務局を含め、現地調査を実施しておりますので、補足があればお願ひします。審議方よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願ひします。
推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほどと同様ですが、25 ページの申請書でございます。差し替え資料に合わせて、訂正をお願ひします。まず、3 転用計画の 4 の工作物の調整池ですが、40 m²とあるものを 300 m²に、緩衝地が 2,562.4 m²となっておりますが、2,302.4 m²に訂正をお願ひします。次に、27 ページでございますが、差し替え資料は 3 ページになります。27 ページの平面図では、西側に調整池を設けて集水し、東側については道路側溝に排水する計

画となっております。5月20日の現地調査時に、計画平面図のとおりでは道路側溝に導水できないことと、道路管理者の許可を得ていないことが判明しまして、現地で協議したところがございます。その結果、差し替え資料の3ページでございますが、申請人サイドで再度協議した結果、西側に調整池を2基設置する計画として出されたものです。当初、東側に設置し、道路側溝に排水する計画の調整池については削除されております。また、この調整が若干大きくなっておりませんが、この2基設置される位置については、非常に勾配のある地形となっております、雨水の受け皿となる調整池が当初計画に大きさでは不足するのではないかと、現地検討の中でも至ったところでした。それを踏まえて、再検討した結果が、このサイズを2基設置するようになったところでした。差し替え資料の6ページになりますが、赤枠で囲っている部分が申請地であります。青色の実線で示している部分が、ほぼフラットな部分で、破線で示している部分が勾配のある部分となっております、ここに調整池を2基設置する計画です。調整池を2基設置する計画に至った理由としては、申請地の南側に人家と示しておりますが、一段低くなった所に人家が存在し、その人家への土砂の崩落を考慮し2基設置して、ここで雨水を受けて自然沈下させる計画を立てられたところでした。緩衝地が広いようですが、先ほど横原委員からありましたとおり、竹藪が存在することを勘案しまして、受付をしたところでした。34ページに面積に関する理由書を添付しておりますが、内容を見ますと、ただ竹林だから認めてください。というような内容となっておりますので、これについても、差し替えを依頼しまして、差し替え資料の5ページに新たな理由書を添付しております。差し替え後の理由書については、調整池の内容に合わせて防災上の安全を期するためと記載されております。以上です。

11番： 後藤ですが、先ほどの申請の書類もですが、7番のその他参考事項の欄について、代替地を検討したが適当な場所がなかった、とありますが、私たちが議論をしたり決議をする際にもう少し積極的な理由を挙げていただけたらと思いますが、再生可能エネルギーに関する申請の時はいつもこれですよね。これでは何の参考にもならないと思います。この理由書に記載されておりますが、我々の参考となるように記載をしていただけたらと思います。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 後藤委員がおっしゃることがもともと、私どももどこを検討したかもう少し記載していただけたらと思うところはありますが、申請処理上、そこまで記載する必要がないものですから、聞き取りでしかできないところでもあります。ご指摘された代替地を検討したが適地がなかった。とさえ記載していれば受理せざるを得ないところでした。今後も申請があった場合には、どこを検討されたかは確認したいと思います。

5番： はい。

議長： 淵脇委員どうぞ。

5番： 5番、淵脇です。太陽光なり風力なり申請が挙がってきますが、様々な条件が付いております。実際に工事が終わった段階で、誰か確認しているのか。確認することになっているのか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 5条で許可しました案件ですが、工事進捗状況報告というものを出していただくようになっております。定期的に報告していただくもので、最後は完了報告となります。完成した現場につきましては、特に調査というものは実施しておりませんが、審議の際に非常に問題のあった現場については、工事途中でも現地調査し、状況写真を撮影しております。

議 長： 今の淵脇委員の意見について、我々も考えていかなければならないかと思えます。通常、毎月、案件があった場合には担当委員などに出していただくわけですので、そのような機会でも仕上がりを見に行くとか、今、事務局から問題のあった場所とありましたが、隣接への影響ということで、事務局と工事途中に行きましたが、それも現地調査の折に見たところでした。特にというところは今でも見ておりますが、各月の現地調査の際にご賛同いただければ、そのようなこともできるのではと思えます。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： この2件は面積が違いますが、パネルの枚数は同じですが、それは決まっているのかということと、許可された場合には雑種地に変更されるのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 田淵委員のご質問ですが、許可を受けた容量の関係で決まっております。それと地目変更の関係ですが、恐らくすべて雑種地に変更されるものだと思います。この申請地の隣の小型風力発電施設の地目も雑種地に変更されております。

議 長： よろしいですか。

8 番： はい。

議 長： 他にございませんか。

(意見・質問なし)

議 長： ないようですので、それでは採決いたします。議案第77号、受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第77号、受付番号2番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 78 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 38 ページの議案第 78 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 78 号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

議 長： お伺ひしますが、〇〇で米 1 俵はいくらですか。

(〇〇円から〇〇円間との声あり)

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 78 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 78 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に本日、追加議案とします、報告第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定変更についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局： 資料については、本日お配りした追加、差替え資料の 7 ページの報告第 3 号をご覧ください。

(報告第 3 号 議案書の読み上げ)

8 ページをお開きください。平成 31 年 4 月定例総会において決定しました、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、令和元年 5 月 16 日付けで南大隅町長より利用権の設定期間の変更通知が届いておりますので、記載の 2 件について、利用権の始期を 6 月 1 日から 8 月 1 日に改め、5 年間と 10 年間に変更するものです。詳細については、担当の方から説明いたします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。4月の定例会において決定されました農用地利用集積計画でございますが、農業経営基盤強化促進事業の中では、農用地利用集積計画が公告されると、その内容によって利用権設定等が発生しますし、その計画の内容は当事者間で締結される賃貸借契約や使用賃貸借契約等の内容に相当するものとなっております。ですから、本来であれば、農用地利用集積計画は当事者間の希望を考慮して、適正なものとして作成されておりますので、農業委員会の決定を経て公告されており、これを安易に変更することは望ましくないと考えられております。ただし、真にやむを得ない事情により、集積計画を変更する場合は、当事者が町と協議して変更することができることとなっております。このことにより、集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者間及び町が協議して変更すれば足りるということであり、再度、集積計画を定めて公告するという手続きは必要ない。とされております。これを踏まえ、先ほど局長から説明がありましたが、4月定例総会で決定された、8ページの2件については、町長より集積計画の決定変更に係る文書が会長宛に提出されましたので、本日、追加議案として利用権の始期、終期のみ変更することの報告をさせていただくものです。以上です。

議 長： これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。
それでは報告第3号については、以上で終わります。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

10番： はい。

議 長： 徳留委員どうぞ。

10番： 事務局に確認したいのですが、〇〇の〇〇の畑ですが、〇〇の前あたりです。今は〇〇さんが借りても牧草を植えている土地ですが、その地主さんが〇〇にいらっしやっつて、その〇〇の自宅の方にソーラー業者から畑を貸してくれませんか。という手紙が届いたらしいです。そして、その地主さんからこちらの親戚の方にそっちでは今どうなっているのか、貸してもいいのかどうなのか調べてくれ、という連絡があり、相談を受けたところですが、そんなことは聞いたこともないと回答し、そこはソーラーができる場所でもないと返答してください、とお願いしましたが、町の方にそのような問い合わせがあったのでしょうか。

事務局： はい。

議 長： どうぞ。

事務局： 後ほど、ご説明させていただこうと思いましたが、現在、本町を含めてですが、文書で農地を貸してください。売ってください。太陽光を設置します。風力を設置します。というような文書が出回っているのは確かです。その内容について、インターネットで見ることができます、全国農地ナビというシステムがありますが、それを見た業者から文書が送られております。そこが確実にできるという土地でもございませんし、先日も事務局に来られて、相談を受けたところですが、茶畑の中の土地を売ってください。というような文書がきておりました。そのような文書が出回っている状況の中、農業委員会としましては、農地法で括られている農地については、そのようなものはできませんとご回答いただきたいと思います。また、ご不明な点については、事務局の方にお尋ねいただければ、出来る土地、出来ない土地それぞれありますので、そこは回答させていただければと思います。業者としても闇雲に発送されているのがあるのではと思っております。

10番： 分かりました。

議 長： 他にございませんか。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について
③その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員